

政令番号32 アントラセン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道	1.0E-1			0.1				0.1
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.0E-1			0.4				0.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.2E+1			32.3				32.3
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	4.3E+0			4.3				4.3
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	7.0E+2			700.0		8.0E+1	80.0	780.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.0E-1			0.1				0.1
24	三重県						4.4E+3	4,400.0	4,400.0
25	滋賀県	6.0E+0			6.0				6.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	3.0E+1			29.9				29.9
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		3.4E+1	34.0	34.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						3.7E+2	370.0	370.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	7.6E+2			760.8				760.8
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.5E+3			1,534.0		4.9E+3	4,884.0	6,418.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。